

認定調査項目の判断基準

認定調査員
マニュアル
p.40

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-1 寝返り

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 支援が不要 | 3. 部分的な支援が必要 |
| 2. 見守り等の支援が必要 | 4. 全面的な支援が必要 |

調査目的

寝返り(寝たまま身体の向きを変えること)について、支援が必要かどうか確認。

留意点

- (1) 寝返りの過程や寝返り前後の状態は問わない。
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。



認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.40

1-1 寝返り

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。



1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.40

1-1 寝返り

判断基準

[1. 支援が不要]

- 1-① 何らかの支援がなくても、自分で「寝返り」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

- 2-① 自分で「寝返り」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 2-② ベッド柵、ひも、サイドレール等、何かにつかまれば自分で「寝返り」ができる場合。



1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.40

1-1 寝返り

判断基準

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「寝返り」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「寝返り」をする必要がある場合。）

4-② **一定の体位のみしか取れない場合。**



認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-1 寝返り

Q&A

(問) 右側への寝返りはできるため、日常生活においては、寝返りに関する支援を受けていないが、左側への寝返りができない場合は、どう判断するのか。

(答) 「できたりできなかつたりする場合は、できない状況に基づき判断する」ため、本事例においては、「左側への寝返り」のために必要とされる支援の内容を確認することで、「選択肢2～4」のいずれかを選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.41

1-2 起き上がり

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 支援が不要 | 3. 部分的な支援が必要 |
| 2. 見守り等の支援が必要 | 4. 全面的な支援が必要 |

調査目的

起き上がり(寝た状態から上半身を起こす行為)について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- (1) 起き上がりの過程や起き上がり前後の状態は問わない。
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。



認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.41

1-2 起き上がり

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。



1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-2 起き上がり

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「起き上がり」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「起き上がり」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② ベッド柵、ひも、サイドレール等、何かにつかまれば自分で「起き上がり」ができる場合。

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「起き上がり」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「起き上がり」をする必要がある場合。）

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-2 起き上がり

Q&A

（問） 自分でベッドに手をついて、その手を支えにして起き上がる場合は、「1. 支援が不要」と判断するのか。

（答） お見込みのとおり。

（問） ベッド柵等につかまれば自分で起き上がることはできるが、普段は「めまい」等により、起き上がるまでに数分間の安静を保つ必要がある場合、どう判断するのか。

（答） 何かにつかまれば自分で「起き上がり」ができる状態であるため、「2. 見守り等の支援が必要」を選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.42

1-3 座位保持

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 支援が不要 | 3. 部分的な支援が必要 |
| 2. 見守り等の支援が必要 | 4. 全面的な支援が必要 |

調査目的

座位保持(座位の状態を10分程度保持すること)について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- (1) 座り方は問わない。
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.42

1-3 座位保持

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.42

1-3 座位保持

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「座位保持」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「座位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 背もたれは必要ないが、「座位保持」のためには、自分の手で支える必要がある場合。

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「座位保持」が可能となる場合。）

3-② 背もたれや支援者等の手で支えていないと「座位保持」ができない場合。

[4. 全面的な支援が必要]

4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「座位保持」をする必要がある場合。）

4-② 背もたれや支援者等の手で支えても「座位保持」ができない場合。

4-③ 座位保持装置を使用する等、常に両側面や前面から支える必要がある場合。

4-④ 座位が取れない場合。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-3 座位保持

Q&A

（問） 認定調査の留意点に「座り方は問わない」とあり、座り方の指定はないが、座位保持のために何らかの支援が必要となる座り方がある場合には、その座り方に基づく判断でよいのか。

（答） お見込みのとおり。
ただし、日常生活の状況や、何らかの支援が必要となる座り方をとる頻度等の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

（問） 背もたれだけでは座位保持が困難であるが、座位保持装置を使用することにより座位保持が可能となる場合は、「4. 全面的な支援が必要」と判断するのか。

（答） 座位保持装置を使用している場合においては、一律に「4. 全面的な支援が必要」を選択するのではなく、本調査項目の判断基準のとおり、「常に両側面や前面から支える必要がある」かどうかで判断されたい。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.43

1-4 移乗

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 支援が不要 | 3. 部分的な支援が必要 |
| 2. 見守り等の支援が必要 | 4. 全面的な支援が必要 |

調査目的

移乗（「ベッドから車いす」等、でん部を移動させて乗り移ること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- (1) 対象者の日常生活で行われる移乗の種類で判断する。
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.43

1-4 移乗

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-4 移乗

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「移乗」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「移乗」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 対象者が安全に乗り移ることができるよう、一連の移乗動作に合わせて支援者等が車いす等をでん部（お尻）の下にさしいれる場合。

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「移乗」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「移乗」をする必要がある場合。）

4-② 寝たきりや四肢の欠損等により、「移乗」ができない場合。

認定調査項目の判断基準

認定調査員
マニュアル
p.44

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-5 立ち上がり

1. 支援が不要

3. 部分的な支援が必要

2. 見守り等の支援が必要

4. 全面的な支援が必要

調査目的

立ち上がり(いす等に座った状態から立ち上がる行為)について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

(1) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.44

1-5 立ち上がり

留意点（続き）

- (2) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (3) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (4) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.44

1-5 立ち上がり

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「立ち上がり」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「立ち上がり」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② ベッド柵、手すり、壁等、何かにつかまれば自分で「立ち上がり」ができる場合。

2-③ 視覚障害や盲重複障害のため、「立ち上がり」の際に人や障害物にぶつからないよう、周囲の安全の配慮や声かけ等の支援が必要な場合。

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「立ち上がり」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「立ち上がり」をする必要がある場合。）

4-② 寝たきりや四肢の欠損等により、「立ち上がり」ができない場合。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-5 立ち上がり

Q&A

（問） ベッド柵等につかまれば自分で立ち上がることはできるが、普段は「めまい」等により、立ち上がるまでに数分間の安静を保つ必要がある場合、どう判断するのか。

（答） 何かにつかまれば自分で「立ち上がり」ができる状態であるため、「2. 見守り等の支援が必要」を選択するとともに、日常生活の状況等の特記事項に記載する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.45

1-6 両足での立位保持

1. 支援が不要

3. 部分的な支援が必要

2. 見守り等の支援が必要

4. 全面的な支援が必要

調査目的

両足での立位保持（平らな床の上で立位を10秒程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- (1) 立ち上がるまでに支援が必要かどうかは問わない。
- (2) 片足が欠損している場合や拘縮等で床に片足がつかない場合は、「片足での立位保持の状況」に基づき判断する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.45

1-6 両足での立位保持

留意点（続き）

(3) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

(4) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

(5) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

(6) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-6 両足での立位保持

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「両足での立位保持」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「両足での立位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 手すり、壁、いすの背、杖等、何かにつかまれば自分で「両足での立位保持」ができる場合

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「両足での立位保持」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「両足での立位保持」をする必要がある場合。）

4-② 支援があっても、「両足での立位保持」ができない場合。

4-③ 両足での立位がとれない場合。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-6 両足での立位保持

Q&A

（問） 「4. 全面的な支援が必要」の判断基準に「両足での立位がとれない場合」とあるが、片足が欠損している場合は、一律に「4. 全面的な支援が必要」と判断するのか。

（答） 片足が欠損している場合や拘縮等で床に片足がつかない場合であって、福祉用具も使用していない場合は、「4. 全面的な支援が必要」の判断基準を「片足での立位がとれない場合」と読み替えて判断する。
なお、「片足での立位がとれない場合」とは、「片足では平らな床の上で立位を10秒程度保持することができない場合」ではなく、「片足では全く立位をとれない場合」であることに留意すること。

（問） 視覚障害や盲重複障害のため、身体能力的には何らかの支援がなくても「両足での立位保持」が可能だが、見えないことによる恐怖感により、杖や手すり等の何かにつかまっている場合は、どう判断するのか。

（答） 身体能力だけに着目するのではなく、本事例においては、何かにつかまれば自分で「両足での立位保持」ができる状態と捉え、「2. 見守り等の支援が必要」を選択するとともに、日常生活の状況等の特記事項に記載する。

認定調査項目の判断基準

認定調査員
マニュアル
p.46

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-7 片足での立位保持

1. 支援が不要

3. 部分的な支援が必要

2. 見守り等の支援が必要

4. 全面的な支援が必要

調査目的

片足での立位保持（平らな床の上で、左右いずれかの片足で立位を1秒程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

(1) 立ち上がるまでに支援が必要かどうかは問わない。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.46

1-7 片足での立位保持

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-7 片足での立位保持

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「片足での立位保持」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「片足での立位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 手すり、壁、いすの背、杖等、何かにつかまれば自分で「片足での立位保持」ができる場合。

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「片足での立位保持」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「片足での立位保持」をする必要がある場合。）

4-② 支援があっても、「片足での立位保持」ができない場合。

4-③ 片足での立位がとれない場合。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-7 片足での立位保持

Q&A

（問）右足での立位保持はできるが、左足ではできない場合は、どう判断するのか。

（答）「できたりできなかつたりする場合は、できない状況に基づき判断する」ため、本事例においては、「左足での立位保持」のために必要とされる支援の内容を確認することで、「選択肢2～4」のいずれかを選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.47

1-8 歩行

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 支援が不要 | 3. 部分的な支援が必要 |
| 2. 見守り等の支援が必要 | 4. 全面的な支援が必要 |

調査目的

歩行(立位から5m程度以上歩くこと)について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- (1) 歩幅や速度、屋内や屋外は問わない。
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.47

1-8 歩行

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.47

1-8 歩行

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「歩行」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「歩行」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 杖や手すり、歩行器等、何かを使用すれば自分で「歩行」ができる場合。

2-③ 視覚障害や盲重複障害のため、方向を確認するために白杖等を使用したり、壁等をつたい歩きする場合。

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「歩行」が可能となる場合。）

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.47

1-8 歩行

判断基準（続き）

[4. 全面的な支援が必要]

- 4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。
（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「歩行」をする必要がある場合。）
- 4-② 車いすを使用しなければならない場合。
- 4-③ 支援者等による支援や、杖の使用等があっても「歩行」ができない場合。
- 4-④ 寝たきりや下肢の欠損等により、「歩行」ができない場合。
- 4-⑤ 自分で「歩行」はできるが、医療上の必要により歩行制限が行われている場合。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-8 歩行

Q&A

(問) 認定調査の留意点に「歩幅や速度、屋内や屋外は問わない」とあるが、どのような歩幅や速度であっても、屋内・屋外を問わず「歩行」ができる場合は、「1. 支援が不要」と判断するのか。

(答) お見込みのとおり。
ただし、歩幅や速度に関して、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要があります。

(問) 視覚障害や盲重複障害のため、身体能力的には何らかの支援がなくても「歩行」が可能だが、見えないことによる恐怖感により、杖や手すり等の何かを使用している場合は、どう判断するのか。

(答) 身体能力だけに着目するのではなく、本事例においては、何かを使用すれば自分で「歩行」ができる状態と捉え、「2. 見守り等の支援が必要」を選択するとともに、日常生活の状況等の特記事項に記載する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.48

1-9 移動

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 支援が不要 | 3. 部分的な支援が必要 |
| 2. 見守り等の支援が必要 | 4. 全面的な支援が必要 |

調査目的

移動(日常生活(食事、排泄、着替え、洗面、入浴又は訓練等を含む。))における必要な場所への移動や外出)について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- (1) 移動の手段(歩行、車いす、電動車いす等)や、移動の目的は問わない。
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.48

1-9 移動

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.48

1-9 移動

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「移動」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「移動」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 筋力低下や易疲労感、呼吸困難等のため、頻繁に休憩が必要な場合。

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「移動」が可能となる場合。）

3-② 敷居等の段差で車いすを押す等の支援が行われている場合。

[4. 全面的な支援が必要]

4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「移動」をする必要がある場合。）

4-② 転倒防止等のため、移動中は常に腕を組んだり、手をつなぐ等、常時の付き添いが必要な場合。

4-③ 医療上の必要により移動を禁止されている場合。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-9 移動

Q&A

(問) 認定調査の調査目的に「日常生活における必要な場所への移動や外出について、支援が必要かどうかを確認する」とあるが、外出の範囲は、どの程度まで想定する必要があるのか。

(答) 訓練や買い物など、「日常的に外出しうる範囲内」で判断されたい。

(問) 施設入所者であって、洗面や更衣、作業所の「移動」など、他の入所者との流れでは一緒にできるが、1人だとできない場合は、どう判断するのか。

(答) 「できたりできなかつたりする場合は、できない状況に基づき判断する」ため、本事例においては、「1人で移動する」ために必要とされる支援の内容を確認することで、「選択肢2～4」のいずれかを選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

(問) 何らかの支援がなくても1人で「移動」はできるが、荷物を持つと移動ができない場合は、どう判断するのか。

(答) 本調査項目は、「移動」の行為のみに着目して判断する項目であり、荷物を持つての移動は評価しない。

ただし、荷物を持った場合の移動に関して、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況の特記事項に記載する。



認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.49

1-10 衣服の着脱

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 支援が不要 | 3. 部分的な支援が必要 |
| 2. 見守り等の支援が必要 | 4. 全面的な支援が必要 |

調査目的

衣服の着脱（普段着用している上衣、ズボン・パンツ、靴下の着脱をすること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- (1) 衣服の種類は問わない。
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.49

1-10 衣服の着脱

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-10 衣服の着脱

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「衣服の着脱」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「衣服の着脱」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 自分で「衣服の着脱」はできるが、季節性に合致した衣服の準備や衣服の手渡し、着脱を促す行為が必要な場合。

2-③ 視覚障害や盲重複障害のため、衣服の確認ができない場合。

[3. 部分的な支援が必要]

3-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「衣服の着脱」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

4-① 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「衣服の着脱」をする必要がある場合。）

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-10 衣服の着脱

Q&A

（問） 「2. 見守り等の支援が必要」の判断基準に「季節性に合致した衣服の準備や衣服の手渡し、着脱を促す行為が必要な場合」とあるが、衣服の準備に関しては、『季節性』という着眼点のみで判断するのか。

（答） 季節性に限らず、衣服の準備について、何らかの支援が必要かどうかで判断されたい。

（問） ボタンの留め外しができないため、日常生活においては、ボタンのない衣服のみを着用している場合、どう判断するのか。

（答） 「できたりできなかつたりする場合は、できない状況に基づき判断する」ため、本事例においては、「ボタンのある衣服の着脱」のために必要とされる支援の内容を確認することで、「選択肢2～4」のいずれかを選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

なお、選択に当たっては、衣服の種類は問わないものの、その範囲は「日常的に着用しうる範囲内」で判断されたい。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.50

1-11 じょくそう

1. ない
2. ある

調査目的

じょくそう(床ずれ)の有無を確認する。

留意点

- 一定期間(調査日前の14日間)の状況について確認する。
- じょくそう(床ずれ)の程度や範囲については問わない。
- じょくそう(床ずれ)の程度や範囲、原因、経過や予後等について、特記すべき事項がある場合は、その詳細を「特記事項」に記載する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.50

1-11 じょくそう

判断基準

[1. ない]

1-① じょくそう(床ずれ)がない場合。

[2. ある]

2-① じょくそう(床ずれ)がある場合。

2-② じょくそう(床ずれ)の**予防のために支援や処置を行っている**場合。

2-③ **対象者や家族等から「じょくそう(床ずれ)がある」と訴えが**あった場合。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-11 じょくそう

Q&A

(問) 医療機関受診の有無を問わず、または医学的判断が不明であっても、本人や家族等の訴えがあり、認定調査員が褥瘡を確認した場合は、「2. ある」と判断するのか。

(答) お見込みのとおり。
ただし、医療機関受診がない状況や医学的判断が不明な状況、本人や家族等の訴えの内容等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

(問) 本人や家族等から褥瘡がある旨の訴えはあるが、視認を拒否された場合や、褥瘡の位置が視認のできない場所である場合は、その訴えをもって「2. ある」と判断するのか。

(答) お見込みのとおり。
ただし、視認を拒否された状況や視認ができない状況、本人や家族等の訴えの内容等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

認定調査項目の判断基準

認定調査員
マニュアル
p.51

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-12 えん下

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

えん下(飲み込む行為)について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- (1) 固形物か液体か、食べ物の形状(普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食)等については問わない。
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.51

1-12 えん下

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

認定調査員
マニュアル
p.51

1-12 えん下

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、自分で「えん下」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

2-① 自分で「えん下」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 「1. 支援が不要」「3. 全面的な支援が必要」のいずれにも該当しない場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「えん下」ができないために、**経管栄養や中心静脈栄養等が行われている**場合。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-12 えん下

Q&A

（問）「3. 全面的な支援が必要」の判断基準に「えん下ができないために、経管栄養や中心静脈栄養等が行われている場合」とあるが、身体機能的には「えん下」ができる状態にあるが、経管栄養や中心静脈栄養等が行われている場合は、どう判断するのか。

（答）「3. 全面的な支援が必要」を選択するとともに、「えん下」はできる状態にあるが、経管栄養や中心静脈栄養等を行っている理由等、その具体的な状況の特記事項に記載する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

共通事項

Q&A

(問) 何度か練習や訓練等を行えば、何らかの支援がなくても「一連の行為」の全てを自分で行うことができるようになると見込まれる場合は、どう判断するのか。

(答) 「練習や訓練等という支援」が必要であることから、本事例においては、「一連の行為」の中で、練習や訓練等を行う必要がある行為を確認することで、「選択肢2又は3」のどちらかを選択するとともに、日常生活の状況等の特記事項に記載する。

なお、選択に当たっては、

- ①既に、練習や訓練等の成果により、何らかの支援がなくても自分で行える場合には、その状況に基づいた判断が必要であること
- ②また、障害の特性により「できない(支援を必要とする)場合」に限るものであり、未経験によりできない場合まで含むものではないこと

に留意する必要がある。



2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-1 食事

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

食事に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、食事の開始から終了までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・ 食べ物を食べやすくする（小さく切る、ほぐす、皮をむく、とろみをつける、骨をとる等）
- ・ 箸やスプーン等で食べ物を口まで運ぶ
- ・ 飲み物や汁物を口まで運ぶ
- ・ 調味料を食べ物にかける

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-1 食事

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-1 食事

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-1 食事

判断基準

[1. 支援が不要]

- 1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 2-① 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 2-② 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 2-③ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- 2-④ 食事を開始する前に、食べ物を食べやすくする等の支援を行っている場合。
- 2-⑤ 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）や中心静脈栄養を行っている場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-1 食事

判断基準（続き）

[3. 全面的な支援が必要]

- 3-① 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 3-② 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 3-③ 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）や中心静脈栄養を行っていて、全面的に支援を受けている場合。

認定調査項目の判断基準

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-1 食事

Q&A

(問) 「2. 部分的な支援が必要」の判断基準に「食事を開始する前に、食べ物を食べやすくする等の支援を行っている場合」とあるが、食べ物を食べやすくする行為に関しては、『食卓上』という着眼点のみで判断するのか。

(答) 食卓上に限らず、台所や厨房等での行為を含めて判断されたい。

(問) 「2. 部分的な支援が必要」の判断基準に「経管栄養や中心静脈栄養を行っている場合」とあるが、支援は不要であっても経管栄養等を行っている時点で、『「1. 支援が不要」ではない』という理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。

(問) 食べこぼしの掃除は、「食事に関する一連の行為」の中で必要となる支援と判断するのか。

(答) お見込みのとおり。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-2 口腔清潔

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

口腔清潔（歯みがき等）に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、歯ブラシ等の準備から片付けまでの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・歯ブラシやうがい用の水の準備
- ・歯みがきを行う
- ・口腔洗浄剤等の使用
- ・みがき残しの確認
- ・歯磨き粉を歯ブラシにつける
- ・義歯の出し入れ、洗浄
- ・うがいを行う
- ・歯ブラシ等の片付け

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-2 口腔清潔

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-2 口腔清潔

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-2 口腔清潔

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 2-① 「歯みがきを行う」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 2-② 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 2-③ 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 2-④ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-2 口腔清潔

判断基準（続き）

[3. 全面的な支援が必要]

- 3-① 「歯みがきを行う」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて**全面的にやり直**している場合。
- 3-② 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 3-③ 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-2 口腔清潔

Q&A

(問) 「3. 全面的な支援が必要」の判断基準に『「歯みがきを行う」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合』とある。

これは、「うがいを行う」など「他の口腔清潔に関する一連の行為」の中で支援が不要な行為がある場合でも、「歯みがきを行う」行為を支援者等が全面的にやり直している時点で、「3. 全面的な支援が必要」と判断するという理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-3 入浴

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

入浴に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、入浴の準備から後片付けまでの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・入浴用品、着替えの準備
- ・身体や髪、顔を洗う
- ・浴槽の出入り
- ・入浴用品の後片付け（風呂場、浴槽の掃除は含まない）
- ・浴槽に水を張る、湯を沸かす
- ・シャワーを使う
- ・身体や髪、顔を拭く

留意点

- (1) 入浴の方法・形態は問わない。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-3 入浴

留意点（続き）

(2) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(3) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-3 入浴

留意点（続き）

- (4) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (5) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (6) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-3 入浴

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。

（その他については本テキスト75ページの2-①～③と同じ。）

2-② 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-③ 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

2-④ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-3 入浴

判断基準（続き）

[3. 全面的な支援が必要]

- 3-① 「歯みがきを行う」行為が不十分のため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて**全面的にやり直**している場合。
- 3-② 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 3-③ 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

認定調査項目の判断基準

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-3 入浴

Q&A

（問） 「3. 全面的な支援が必要」の判断基準に『「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合』とある。

これは、「浴槽の出入り」など「他の入浴に関する一連の行為」の中で支援が不要な行為がある場合でも、「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為を支援者等が全面的にやり直している時点で、「3. 全面的な支援が必要」と判断するという理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。

（問） 脱衣所での衣服の着脱に係る支援の必要性については、「1-10 衣服の着脱」で確認するという理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-3 入浴

Q&A

(問) 自分では洗えない部分があるが、実際には支援を受けていない場合は、「1. 支援が不要」と判断するのか。

(答) 本来であれば行うべき支援が行われていない場合は、「実際に行われている支援」ではなく、「本来行うべき支援」に基づく判断となる。
そのため、本事例においては、「他の入浴に関する一連の行為」のために必要とされる支援の内容を確認することで、「選択肢2又は3」のどちらかを選択するとともに、日常生活の状況等の特記事項に記載する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-4 排尿

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

排尿に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。
一連の行為とは、尿意の発現から排尿後の後始末までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・尿意の発現
- ・トイレへの移乗
- ・トイレの水洗
- ・汚れた衣服の後始末
- ・トイレまでの移動
- ・排尿
- ・トイレの掃除（排尿時に汚した場合）
- ・抜去したカテーテルの後始末
- ・ズボン、パンツの上げ下げ
- ・清拭

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-4 排尿

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「**知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）**」や「**内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感**」等によって「**できない場合**」
- ・「**慣れていない状況や初めての場所**」等では「**できない場合**」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-4 排尿

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-4 排尿

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。

2-② 集尿器や蓄尿袋（ストマ）、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置している場合。

2-③ 尿意はないが、時間を決めるなどして、「一連の行為」を自分でやっている場合

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-4 排尿

判断基準（続き）

- 2-④ 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 2-⑤ 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 2-⑥ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-4 排尿

判断基準（続き）

[3. 全面的な支援が必要]

- 3-① 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて**全面的にやり直**している場合。
- 3-② 集尿器や蓄尿袋（ストマ）、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置していて、全面的に支援を受けている場合。
- 3-③ 支援者等が間欠導尿を行っている場合。
- 3-④ 人工透析が行われている場合。（透析の方法、種類は問わない）。
- 3-⑤ 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 3-⑥ 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

認定調査項目の判断基準

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-4 排尿

Q&A

（問） 「2. 部分的な支援が必要」の判断基準に「集尿器や蓄尿袋、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置している場合」とあるが、支援は不要であっても集尿器等を使用している時点で、『「1. 支援が不要」ではない』という理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。

（問） 「3. 全面的な支援が必要」の判断基準に『「清拭」行為が不十分のため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合』とある。

これは、「トイレへの移乗」など「他の排尿に関する一連の行為」の中で支援が不要な行為がある場合でも、「清拭」行為を支援者等が全面的にやり直している時点で、「3. 全面的な支援が必要」と判断するという理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-5 排便

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

排便に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、便意の発現から排便後の後始末までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | | |
|------------|--------------------|---------------|
| ・便意の発現 | ・トイレまでの移動 | ・ズボン、パンツの上げ下げ |
| ・トイレへの移乗 | ・排便 | ・清拭 |
| ・トイレの水洗 | ・トイレの掃除（排便時に汚した場合） | |
| ・汚れた衣服の後始末 | ・人工肛門の後始末 | ・女性の月経時の処理 |

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-5 排便

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-5 排便

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-5 排便

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 蓄便袋(ストマ)、おむつ等を使用したり、人工肛門を造設している場合。

2-② 便意はないが、時間を決めるなどして、「一連の行為」を自分で行っている場合。

2-③ 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援(支援者等による対象者の身体に触れない支援)が必要な場合。

2-④ 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援(見守りや声かけ等の支援を除く)が必要な場合。

2-⑤ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件(自宅等)でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

2-⑥ 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-5 排便

判断基準（続き）

[3. 全面的な支援が必要]

- 3-① 蓄便袋（ストマ）、おむつ等を使用したり、人工肛門を造設していて、全面的に支援を受けている場合。
- 3-② 支援者等が浣腸、摘便を行っている場合。
- 3-③ 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 3-④ 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 3-⑤ 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて**全面的にやり直**している場合。

認定調査項目の判断基準

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-5 排便

Q&A

(問) 「2. 部分的な支援が必要」の判断基準に「蓄便袋、おむつ等を使用したり、人工肛門を造設している場合」とあるが、支援は不要であっても蓄便袋等を使用している時点で、『「1. 支援が不要」ではない』という理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。

(問) 「3. 全面的な支援が必要」の判断基準に『「清拭」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合』とある。

これは、「トイレへの移乗」など「他の排便に関する一連の行為」の中で支援が不要な行為がある場合でも、「清拭」行為を支援者等が全面的にやり直している時点で、「3. 全面的な支援が必要」と判断するという理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。



2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-6 健康・栄養管理

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

健康・栄養管理（体調を良好な状態に保つために必要な健康面や栄養面の管理）について、支援が必要かどうかを確認する。

【健康・栄養管理の例】

- ・ 健康維持のために、自身にとって適切な食事量・運動量に基づいた対応をする。
- ・ 体調不良時において、医療機関での受診結果や医師からの服薬等の指示に基づいた対応をする。
- ・ 自身の持病等を踏まえた、適切な摂取制限や治療食の摂取等を行う。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-6 健康・栄養管理

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-6 健康・栄養管理

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-6 健康・栄養管理

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「健康・栄養管理」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 「健康・栄養管理」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

2-③ 筋力低下や易疲労感、呼吸困難等のため、頻繁に休憩が必要な場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「健康・栄養管理」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

3-② 「健康・栄養管理」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-6 健康・栄養管理

Q&A

(問) 施設入所者であって、医師の指示により低カロリー食が提供されている場合は、どう判断するのか。

(答) 本調査項目は、「医師からの服薬等の指示に基づいた対応をする」こと等について、何らかの支援が必要かどうかを確認する項目である。

そのため、本事例においては、普段過ごしている環境ではなく「自宅・単身」での生活において、医師からの指示に基づいた対応（低カロリー食の摂取）をとることについて、必要とされる支援の内容を確認するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-7 薬の管理

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

薬の管理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、薬等の用意から服薬等の確認までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・薬や水等の用意
- ・薬の必要性の理解
- ・内服薬を服用する時間や薬の数量等の理解
- ・内服薬の服用
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入
- ・外用薬の塗布等
- ・インスリン注射
- ・服用等の確認

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-7 薬の管理

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-7 薬の管理

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-7 薬の管理

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① **経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入**を行っている場合。

2-② 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-③ 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

2-④ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-7 薬の管理

判断基準（続き）

[3. 全面的な支援が必要]

- 3-① 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入について、全面的に支援を受けている場合。
- 3-② 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 3-③ 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-7 薬の管理

Q&A

（問） 「2. 部分的な支援が必要」の判断基準に「経管栄養のチューブへの内服薬の注入を行っている場合」とあるが、支援が不要であっても、経管栄養のチューブへの内服薬の注入を行っている時点で、『「1. 支援が不要」ではない』という理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。

（問） 薬の管理に関する一連の行為の例には「内服薬の服用、経管栄養のチューブへの内服薬の注入、外用薬の塗布、インスリン注射」とあるが、日頃行っていない場合は、これら全ての行為について、支援が必要かどうかを確認する必要があるのか。

（答） 日頃行っていない場合においては、風邪薬の服用や傷薬の塗布など、「一般的に想定される範囲内」で判断されたい。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-8 金銭の管理

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

金銭の管理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。
一連の行為とは、所持金等の把握や金銭の出し入れ等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・所持金（預金通帳や現金）の支出入の把握、管理
- ・金額の計算
- ・金融機関での出金や入金等の手続き

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-8 金銭の管理

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-8 金銭の管理

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-8 金銭の管理

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

2-③ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

3-② 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-9 電話等の利用

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

電話等の利用に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、電話の操作や受け答え等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・電話をかけたり、受けたりする操作
- ・伝言をする
- ・FAXやメール等の代用手段の利用
- ・相手との受け答え
- ・適正な利用（いたずら電話をかけない等）
- ・携帯電話の充電

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-9 電話等の利用

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-9 電話等の利用

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-9 電話等の利用

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

2-③ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

3-② 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-10 日常の意思決定

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

日常の意思決定（毎日の暮らしの中で自分の希望を判断すること等の行為）

について、支援が必要かどうかを確認する。

【日常の意思決定の例】

- ・自分の希望を判断する。（着たい服の色や種類を決める）
- ・自分のしたいことを伝える。（テレビを見たい、読書したい）
- ・複数の選択の中から、自分で決める。（メニューから食べたいものを注文する）
- ・自分の希望を伝える。（トイレに連れて行ってほしい）

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-10 日常の意思決定

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-10 日常の意思決定

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-10 日常の意思決定

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「日常の意思決定」の全てを自分で行えるが、**見守りや声かけ等の支援**（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 「日常の意思決定」の一部を自分で行えないため、**部分的に支援**（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「日常の意思決定」の全てを自分で行えないため、**全面的に支援**（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

3-② 「日常の意思決定」の**目的や内容を理解していない**場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-10 日常の意思決定

Q&A

(問) 日常の意思決定については、何らかの支援がなくても自分で行うことができるが、意思決定の内容が「妥当な内容ではない」と考えられる場合は、どう判断するのか。

(答) 本調査項目は、「毎日の暮らしの中で自分の希望を判断すること等の行為」について、何らかの支援が必要かどうかを確認する項目である。

そのため、意思決定の内容が「妥当な内容ではない」と考えられる場合は、「1. 支援が不要」を選択するとともに、日常生活の状況や、「妥当な内容ではない」と考えられる意思決定の内容及びその頻度等を特記事項に記載する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-11 危険の認識

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

危険の認識（生活の様々な場面において、危険や異常を認識し安全な行動をとる等の行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

【危険の認識の例】

- ・火の始末や火元の管理（たばこの火の始末をする、ガスコンロや風呂の火元の管理をする）
- ・刃物の使用や管理（自分や他人に危険がないような使用をする）
- ・非常時の認識や避難（火事や地震の時に指示に従い行動する）
- ・危険な行為の認識（走っている車やバイクの前に飛び出さない、遮断機がおりている踏切に進入しない、電車のホームから降りない）

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-11 危険の認識

留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-11 危険の認識

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-11 危険の認識

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「危険の認識」の全てを自分で行えるが、**見守りや声かけ等の支援**（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 「危険の認識」の一部を自分で行えないため、**部分的に支援**（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「危険の認識」の全てを自分で行えないため、**全面的に支援**（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

3-② 「危険の認識」の**目的や内容を理解していない**場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-11 危険の認識

Q&A

（問） 危険や異常を認識することについて、何らかの支援がなくても自分で行うことができる場合は、「1. 支援が不要」と判断するのか。

（答） 本調査項目は、「危険や異常を認識し安全な行動をとる等の行為」について、何らかの支援が必要かどうかを確認する項目である。

そのため、自分で危険や異常を認識することができる場合であっても、「安全な行動をとる等の行為」のために支援が必要かどうかについても確認することで、「選択肢1又は2」のどちらかを選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-12 調理

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

調理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、簡単な食事の調理や食材の準備、器具の後片付け等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・献立
- ・調理（食材を切る、焼く、煮る、炒める等）
- ・配下膳
- ・食材の準備
- ・食器や調理器具を洗う、しまう
- ・食材を洗う
- ・皿に盛りつける
- ・ゴミを捨てる

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-12 調理

留意点

- (1) 食事の種類は問わない。
- (2) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

- (3) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-12 調理

留意点（続き）

- (4) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (5) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (6) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-12 調理

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

2-③ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

3-② 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-12 調理

Q&A

（問） 何らかの支援がなくても「調理に関する一連の行為」の全てを自分で行うことができるが、毎日同じメニューばかりを調理して食べている場合は、どう判断するのか。

（答） 本調査項目は、「調理に関する一連の行為（簡単な食事の調理や食材の準備、器具の後片付け等の行為）」に着目して判断する項目であり、食事の内容は評価しない。
ただし、毎日同じメニューの食事を摂取することによって、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況を特記事項に記載する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-13 掃除

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

掃除に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、掃除や掃除道具の準備、片付け、部屋の整理等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・掃除（掃除機でゴミを吸い取る、ホウキでゴミを掃く、便器や浴槽を洗う等）
- ・掃除道具の準備、片付け
- ・部屋の整理
- ・ゴミを捨てる

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-13 掃除

留意点

- (1) 掃除の方法・形態は問わない。
- (2) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

- (3) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-13 掃除

留意点（続き）

- (4) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (5) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (6) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-13 掃除

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「掃除(掃除機でゴミを吸い取る等)」の行為が不十分のため、支援者等が**部分的にやり直**している場合。

2-② 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援(支援者等による対象者の身体に触れない支援)が必要な場合。

2-③ 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援(見守りや声かけ等の支援を除く)が必要な場合。

2-④ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件(自宅等)でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-13 掃除

判断基準（続き）

[3. 全面的な支援が必要]

- 3-① 「掃除(掃除機でゴミを吸い取る等)」の行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて**全面的にやり直している**場合。
- 3-② 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援(見守りや声かけ等の支援を除く)が必要な場合。
- 3-③ 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-13 掃除

Q&A

(問) 「3. 全面的な支援が必要」の判断基準に『「掃除(掃除機でゴミを吸い取る等)」の行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合』とある。これは、「掃除道具の準備」など「他の掃除に関する一連の行為」の中で支援が不要な行為がある場合でも、「掃除(掃除機でゴミを吸い取る等)」の行為を支援者等が全面的にやり直している時点で、「3. 全面的な支援が必要」と判断するという理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-14 洗濯

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

洗濯に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、洗濯機の使用や洗濯物を乾かす、片付ける等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・洗濯物を洗濯機に入れる
- ・洗濯物を干す(乾かす)、取り込む
- ・洗剤を量る
- ・洗濯機を操作する
- ・洗濯物をたたむ、片付ける

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-14 洗濯

留意点

- (1)洗濯の方法・洗濯物の種類は問わない。
- (2) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- (3) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-14 洗濯

留意点（続き）

- (4) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (5) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (6) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-14 洗濯

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

2-③ 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

3-② 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-15 買い物

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

買い物に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、商品の選択や代金の支払い、商品の持ち帰り等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・商品の選択、確認
- ・店員との意思疎通
- ・代金の支払い、釣り銭(おつり)の受け取り
- ・商品の持ち帰り

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-15 買い物

留意点

- (1) 買い物をする店の種類は問わない。
- (2) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

- (3) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-15 買い物

留意点（続き）

- (4) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (5) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (6) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-15 買い物

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件(特定の店舗等)でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

2-② 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援(支援者等による対象者の身体に触れない支援)が必要な場合。

2-③ 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援(見守りや声かけ等の支援を除く)が必要な場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援(見守りや声かけ等の支援を除く)が必要な場合。

3-② 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-15 買い物

Q&A

(問) 買い物に関する一連の行為の例に「代金の支払い、釣り銭の受け取り」とあるが、『「現金による」代金の支払い、釣り銭の受け取り』に基づく判断でよいのか。

(答) お見込みのとおり。
ただし、現金以外の手段(クレジットカード等)による支払いにおいて、何らかの支援が必要とされる場合には、必要とされる支援の内容やその頻度等の特記事項に記載する。

(問) 買い物に行く前の段階において、商品名等を記載したメモ書きを渡さないと目的の商品が買えず、違う商品を選択してしまう場合は、どう判断するのか。

(答) メモ書きを渡す行為は、「買い物に関する一連の行為」の中の「商品の選択」において必要とされる支援であるため、本事例においては、「他の買い物に関する一連の行為」のために必要とされる支援の内容を確認することで、「選択肢2又は3」のどちらかを選択するとともに、日常生活の状況等の特記事項に記載する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-16 交通手段の利用

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

交通手段の利用に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、交通機関の選択や切符の購入、乗り降り等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・交通機関の選択
- ・切符の購入、釣り銭(おつり)の受け取り
- ・交通機関への乗り降り
- ・目的地の確認
- ・目的地までの移動

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-16 交通手段の利用

留意点

- (1) 交通機関の種類は問わない。
- (2) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、**「自宅・単身」を想定して判断する。**

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

- (3) **「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。**

「できない状況」に基づく判断は、**運動機能の低下に限らず、**

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-16 交通手段の利用

留意点（続き）

- (4) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (5) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (6) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、「**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-16 交通手段の利用

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件(特定の交通機関等)でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

2-② 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援(支援者等による対象者の身体に触れない支援)が必要な場合。

2-③ 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援(見守りや声かけ等の支援を除く)が必要な場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援(見守りや声かけ等の支援を除く)が必要な場合。

3-② 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-16 交通手段の利用

Q&A

(問) 交通手段の利用に関する一連の行為の例に「目的地までの移動」とあるが、「目的地」とは、「目的の建物」又は「目的地の最寄り駅やバス停」のどちらで判断するのか。

(答) 「目的地の最寄り駅やバス停」で判断されたい。

(問) 認定調査の留意点に「交通機関の種類は問わない」とあり、交通機関の指定はないが、何らかの支援が必要となる交通機関がある場合には、「その交通機関を利用した場合に必要なとされる支援の内容」に基づく判断でよいのか。

(答) お見込みのとおり。
ただし、日常生活の状況や、当該交通機関を利用した場合に必要なとされる支援の内容及びその頻度等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-1 視力

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. 日常生活に支障がない | 4. ほとんど見えていない |
| 2. 約1m離れた視力確認表の図が見える | 5. 全く見えない |
| 3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える | 6. 見えているのか判断不能 |

調査目的

視力(物や文字が見えるかどうか)について、確認する。

【確認の方法】

- ・「視力確認表(認定調査員マニュアル86ページ)」を提示し、例えば「何本に見えますか」などと聞く。
- ・調査員が、自分の手を視力確認表と同じような形にして、上記と同様に聞く。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-1 視力

留意点

- 照明を使用する等、**明るい状態**で確認する。
- 見えたり見えなかったりする場合は、「見えない状況」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 「眼鏡やコンタクトレンズ等を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- **夜盲**（暗い部屋で視力が著しく低下する等）や、**視力以外の視覚障害**（視野欠損、視野狭窄、複視等）については、「**特記事項**」に記載する。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-1 視力

判断基準

[1. 日常生活に支障がない]

- 1-① 新聞や雑誌等の文字が見える等、日常生活に支障がない程度の視力を有している場合。

[2. 約1m離れた視力確認表の図が見える]

- 2-① 新聞や雑誌等の文字は見えないが、約1m離れた視力確認表の図が見える場合。

[3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える]

- 3-① 約1m離れた視力確認表の図は見えないが、目の前に置けば見える場合。

[4. ほとんど見えない]

- 4-① 目の前に置いた視力確認表の図がほとんど見えない場合。

[5. 全く見えない]

- 5-① 目の前に置いた視力確認表の図が全く見えない場合。

[6. 見えているのか判断不能]

- 6-① 意思疎通ができず、見えているのか、日常生活に支障があるのか判断できない場合。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-2 聴力

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 日常生活に支障がない | 4. ほとんど聞こえない |
| 2. 普通の声がやっと聞き取れる | 5. 全く聞こえない |
| 3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる | 6. 聞こえているのか判断不能 |

調査目的

聴力（音や声が聞こえるかどうか）について、確認する。

留意点

- **大きな雑音、気が散るようなテレビや音楽がない等**、調査が可能な状態で確認する。
- **「聞こえたり聞こえなかったりする場合」は、「聞こえない状況」に基づき判断し**、その詳細を**「特記事項」**に記載する。
- **「補聴器等を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。**



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-2 聴力

判断基準

[1. 日常生活に支障がない]

1-① 日常生活における会話に支障がなく、**普通に聞き取れる**場合。

[2. 普通の声がやっと聞き取れる]

2-① 普通の声で話すと聞き取りにくく、**聞き間違えたりする**場合。

[3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる]

3-① **耳元で大きな声**で話したり、**耳元で大きな音**を立てると何とか聞こえる、あるいは、かなり大きな声や音でないと聞こえない場合。

[4. ほとんど聞えない]

4-① **ほとんど聞えない**ことが確認できる場合。

[5. 全く聞えない]

5-① **全く聞えない**ことが確認できる場合。

[6. 聞えているのか判断不能]

6-① **意思疎通ができず**、聞こえているのか、日常生活に支障があるのか**判断ができ**ない場合。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-3 コミュニケーション

1. 日常生活に支障がない
2. 特定の者であればコミュニケーションできる
3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる
4. 独自の方法でコミュニケーションできる
5. コミュニケーションできない

調査目的

家族や友人、支援者等とのコミュニケーション(意思疎通)ができるかどうか、その方法について、確認する。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-3 コミュニケーション

留意点

(1) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

(2) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。

(3) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。

(4) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。

3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-3 コミュニケーション

判断基準

[1. 日常生活に支障がない]

1-① 日常生活におけるコミュニケーションに支障がない場合。

[2. 特定の者であればコミュニケーションできる]

2-① 特定の者であればコミュニケーションできる場合。

2-② 特定の話題や状況であればコミュニケーションできる場合。

[3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる]

3-① 音声言語による会話ではコミュニケーションできないため、手話や筆談、メール、意思伝達装置等でコミュニケーションする場合。

[4. 独自の方法でコミュニケーションできる]

4-① 独自の方法(本人独特の身振りや仕草)でコミュニケーションする場合。

4-② 重度肢体不自由のため、まばたき等でコミュニケーションする場合。

4-③ 盲ろう(視覚と聴覚の重複障害)のため、触手話や指点字等でコミュニケーションする場合。

[5. コミュニケーションできない]

5-① 重度の知的障害、精神障害や意識障害等のため、コミュニケーションできない場合。

4-② コミュニケーションできているかどうか判断できない場合。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-3 コミュニケーション

Q&A

(問) 「特定の者であれば、会話以外の方法でコミュニケーションができる場合」といったように、選択肢2と選択肢3が重複する状況の場合は、どう判断するのか。

(答) 「3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる」を選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-4 説明の理解

1. 理解できる
2. 理解できない
3. 理解できているか判断できない

調査目的

家族や友人、支援者等からの説明を理解できるかどうかについて、確認する。

留意点

- (1) 対象者が使用するコミュニケーション方法で説明を行った場合に基づいて判断する。
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-4 説明の理解

留意点（続き）

- (3) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (4) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (5) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-4 説明の理解

判断基準

[1. 理解できる]

1-① 説明を**全て理解し、それに反応**（返事、うなづき、無視等）する場合。

[2. 理解できない]

2-① 説明を**全ては理解できず、説明に応じた行動ができない**場合。

[3. 理解できているか判断できない]

3-① 説明を**理解できているか判断できない**場合。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-5 読み書き

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

読み書き（文章を読むこと、書くこと）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

(1) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-5 読み書き

留意点（続き）

- (2) 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「**支援が必要な状態**」に基づき判断する。
- (3) 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- (4) 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、**その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載**する。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-5 読み書き

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 何らかの支援がなくても、「読み書き」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

2-① 「読み書き」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

2-② 「読み書き」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

2-③ 書くことはできないが、パソコン等の代用手段がある場合。

[3. 全面的な支援が必要]

3-① 「読み書き」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

3-② 「読み書き」の目的や内容を理解していない場合。

3-③ 視覚障害や盲重複障害のため、点字等を使用している場合。

3-④ 学習障害のため、読み書きが困難な場合。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-5 読み書き

Q&A

（問）「単語の読み書き」はできるが、「文章の読み書き」ができない場合は、どう判断するのか。

（答）「文章の読み書き」のために必要とされる支援の内容を確認することで、「選択肢2又は3」のどちらかを選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-6 感覚過敏・感覚鈍麻

1. ない
2. ある

調査目的

感覚過敏・感覚鈍麻（発達障害等に伴う感覚の過敏や鈍麻）の有無を確認する。

【感覚過敏・感覚鈍麻の例】

- ・触覚（人との接触をいやがる、服を着られない）
- ・視覚（光や色を過剰に感じる、テレビの画面がチカチカする）
- ・聴覚（音が過剰に聞こえる、雑音を排除できない）
- ・嗅覚（においを過剰に感じる、いい香りでも気分が悪くなる）
- ・味覚（特定の味を過剰に感じる、腐った食べ物等を不快に感じない）
- ・痛覚（痛みを過剰に感じる、痛みに対して鈍感、火傷をしやすい）
- ・温覚（暑い、寒い、冷たいの感覚が鈍い、または過剰に感じる）



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-6 感覚過敏・感覚鈍麻

留意点

- 「感覚過敏・感覚鈍麻があつたりなかったりする場合」は、「2. ある」を選択する。
- 感覚過敏・感覚鈍麻を実際に確認することは難しいため、**家族や支援者等から具体的な状態やそれに対する対応等を聞き取りして、その詳細を「特記事項」に記載する。**

判断基準

[1. ない]

- 1-① 感覚過敏・感覚鈍麻がない場合。

[2. ある]

- 2-① 感覚過敏・感覚鈍麻が確認できた場合。



3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-6 感覚過敏・感覚鈍麻

Q&A

（問） 調査目的に「発達障害等に伴う感覚の過敏や鈍麻の有無を確認する」とあるが、脊髄損傷など、身体障害に伴う感覚の鈍麻がある場合は、「2. ある」と判断するのか。

（答） お見込みのとおり。
ただし、日常生活の状況や、感覚過敏・感覚鈍麻の種類等の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。



4. 行動障害に関連する項目（34項目）

共通事項

1. 支援が不要
2. 希に支援が必要
3. 月に1回以上の支援が必要
4. 週に1回以上の支援が必要
5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要

調査目的

日常生活における行動上の障害への支援の必要性の有無と頻度を確認する。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

共通事項

留意点

- 調査日前の1か月間について確認する。
- 場所や場面、接する相手等は問わない。
- 行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する。
そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は、過去1年間程度の「支援が必要な状態にある1か月間」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 各項目（4-1～4-34）の記載内容は例示であるため、同様の状態にあると考えられる場合は該当する選択肢を選び、その頻度や程度、支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

共通事項

判断基準

[1. 支援が不要]

1-① 行動上の障害が現れる可能性がほとんどない場合。

[2. 稀に支援が必要]

2-① 行動上の障害が現れる可能性があるが、調査日前の1か月間には現れていない場合。

[3. 月に1回以上の支援が必要]

3-① 調査日前の1か月間に、1回以上現れている場合。

[4. 週に1回以上の支援が必要]

4-① 調査日前の1か月間に、毎週1回以上現れている場合。

4-② 調査日前の1か月間に、2回以上現れている週が2週以上ある場合。

[5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要]

5-① 調査日前の1週間に、週5日以上現れている場合。

5-② 調査日前の1か月間に、5日以上現れている週が2週以上ある場合。



4. 行動障害に関連する項目（34項目）

共通事項

Q&A

（問） 調査日前1か月間の状態について、

- ① 支援者による支援や配慮等がなければ、「何らかの支援を必要とする行動上の障害」が週3回程度の頻度で生じると考えられるが
- ② ほぼ毎日、支援者による支援や配慮等が行われているため
- ③ 実際には、「何らかの支援を必要とする行動上の障害」は全く生じていない

という内容が確認できた場合、どう判断するのか。

（答） 『① 支援者による支援や配慮等がなければ、「何らかの支援を必要とする行動上の障害」が週3回程度の頻度で生じると考えられる』という状態を捉え、「4. 週に1回以上の支援が必要」を選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

共通事項

Q&A

（問） 調査日前1か月間の状態について、

- ① 医師から処方された薬の服薬がなければ、「何らかの支援を必要とする行動上の障害」が月1回程度の頻度で生じると考えられるが
- ② 毎日、医師から処方された薬を服用しているため
- ③ 実際には、「何らかの支援を必要とする行動上の障害」は全く生じていない

という内容が確認できた場合、どう判断するのか。

（答） 『① 医師から処方された薬の服薬がなければ、「何らかの支援が必要となる行動上の障害」が月1回程度の頻度で生じると考えられる』という状態を捉え、「3. 月に1回以上の支援が必要」を選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。



4. 行動障害に関連する項目（34項目）

共通事項

Q&A

（問） 認定調査の留意点に「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」とあるが、例えば、「外出に伴う行動上の障害」が生じる精神症状はあるものの、他の障害を起因とした寝たきり状態であったり、そもそも外出をしないため、支援や配慮等の有無に関わらず、『物理的に「調査項目に係る行動上の障害」が生じない（生じる可能性がない）』場合は、「1. 支援が不要」と判断するのか。

（答） お見込みのとおり。
ただし、日常生活の状況（物理的に当該調査項目に係る行動上の障害が生じないこと）等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

共通事項

Q&A

（問） 認定調査の留意点に『「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」等は、過去1年間程度の「支援が必要な状態にある1か月間」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する』とあるが、その状況に該当する場合であっても、選択肢を選ぶ際の判断基準は、『調査日前の1か月間』の状態に基づく判断でよいのか。

（答） お見込みのとおり。
「調査日前の1か月間」の状態に基づき選択肢を選ぶとともに、「過去1年間程度の支援が必要な状態にある1か月間」の状態の詳細を特記事項に記載する。

（問） 行動障害に関連する項目（34項目）の中には、「支援者等による何らかの支援を必要とする調査対象者の1つの行為を根拠に、複数の項目に該当する（複数の項目において、選択肢2～5のいずれかを選択する）場合もある」という理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。



4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-1 被害的・拒否的

- 実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な思い込みがある場合。
- 他者を信頼しない、相手の善意を疑う、話し合いや本人のためになされた提案を受け入れない等、他者に対して疑い深く拒否的な場合。

Q&A

（問） 「被害的」には、実際にあったことを誇張する場合も含まれるのか。

（答） 実際は盗られていないものを盗られたと言う場合など、「実際にはなかった」ことを「実際にあったこと」として、被害的な思い込みを持つ場合を想定しており、実際にあったことを誇張する場合は含まない。
ただし、その誇張する行為に関して、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況を特記事項に記載する。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-1 被害的・拒否的

Q&A

(問) 「拒否的」には、相手の考えや意見を理解できないため、本人のためになされた提案を受け入れない場合も含まれるのか。

(答) 他者に対して疑い深く拒否的である場合を想定しており、提案の内容を理解できないために受け入れない場合は含まない。
ただし、提案の内容を理解できないことに関して、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況の特記事項に記載する。

(問) 「他者に対して疑い深く拒否的な場合」とあるが、誰に対してもではなく、疑い深く拒否的な対応をとる相手が特定の者に限られている場合も含まれるのか。

(答) 疑い深く拒否的な対応をとる相手が一部の者に特定されている場合も含まれる。
ただし、日常生活の状況(疑い深く拒否的な対応をとる相手が一部の者に特定されていること)等の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-2 作話

○ 事実とは異なる話や、自分に都合の良いような話をする場合。

Q&A

(問) 「自分に都合の良いような話をする場合」とあるが、誰に対してもではなく、自分に都合の良いような話をする相手が特定の者に限られている場合も含まれるのか。

(答) 自分に都合の良いような話をする相手が一部の者に特定されている場合も含まれる。

ただし、日常生活の状況(自分に都合の良いような話をする相手が一部の者に特定されていること)等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-3 感情が不安定

○ 感情の起伏により、感情が不安定な状態の場合

Q&A

（問） 不安定の程度は、「何らかの支援が必要となる程度」という理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。
ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-4 昼夜逆転

- 夜に寝られなかった結果、日中寝てしまう、夜になると活動的となり寝ようとしめない等、**昼夜の生活が逆転**することで、**日中の生活に支障**が生じている場合。
- 夜間の不眠や活動を改善するため、睡眠薬等を内服している場合。

4-5 暴言暴行

- 言葉による暴力（暴言）と相手を傷つける暴力（暴行）の**いずれか、あるいは両方が現れる**場合。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-6 同じ話をする

- 何度も同じ話や同意を求めたり、独語を繰り返す場合。

4-7 大声・奇声を出す

- 周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。
- 物などを使って周囲に不快な音を立てる場合を含む。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-8 支援の拒否

- 支援者による支援や介助等を受け入れず、支援や介助等に支障がある場合。
- 支援や介助等の内容を理解できないため、支援を拒否する場合。

Q&A

(問) 「支援者による支援や介助等を受け入れず」とあるが、誰に対してもではなく、支援や介助等を受け入れない相手が特定の者に限られている場合も含まれるのか。

(答) 支援や介助等を受け入れない相手が一部の者に特定されている場合も含まれる。
ただし、日常生活の状況(支援や介助等を受け入れない相手が一部の者に特定されていること)等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-9 徘徊

○歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等、動き回る行動がある場合。

4-10 落ち着きがない

○施設や自宅等で、しきりに外に出ようとしたり、施設や自宅内で動き回る等、その場での行動に落ち着きがない場合。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-11 外出して戻れない

- 施設や自宅等から外出すると、戻れなくなる場合。
- 施設等の建物、敷地内で、自分の部屋に戻れなくなる場合。
- 施設や自宅等の場所や周辺の地理を理解していない場合。

4-12 1人で出たがる

- 外出する時には見守り等の支援が必要だが、1人で外出しようとするため目が離せない場合。
- 1人で外出しようとするが、環境上の工夫等があるため、外に出していない場合。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-13 収集癖

- 周囲の迷惑となったり、日常生活に支障が生じるような収集癖がある場合。（集める物や方法は問わない。）
- 収集癖を未然に抑える支援を行っている場合。

Q&A

（問） 収集癖の程度は、『周囲の迷惑となったり、日常生活に支障が生じるため「何らかの支援が必要となる程度」』という理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。
ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-14 物や衣類を壊す

- 物を壊す、衣類を破く、物や衣類を捨てる等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。
- 物を壊す等の行動をとるが、環境上の工夫等があるため、物を壊していない場合。

4-15 不潔行為

- 弄便（尿）など排泄物を弄ぶ、尿を撒き散らす、痰や唾を吐き飛ばす、便を触れた手で周囲の物に触る等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。
- 不潔行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-16 異食行動

- 食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする異食行動がある場合。
- 異食行動を未然に抑えるため、異食しそうなものを周囲に置かない場合。

Q&A

（問） 「食べられないもの」とは、食品以外のものに限定せず、「食品であっても本来であれば口に入れないもの（腐っている食べ物等）も含まれる」という理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。
ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-17 ひどい物忘れ

○ひどい物忘れがあるために、日常生活に支障が生じる場合。

Q&A

(問) 障害の特性により、覚えること自体ができない場合は、「1. 支援が不要」と判断するのか。

(答) お見込みのとおり。
ただし、日常生活の状況(そもそも覚えること自体ができないこと)等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4-18 こだわり

○特定の考え、物、人等に対する強いこだわりがあるために、スムーズに行動することができない等、日常生活に支障が生じる場合。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-19 多動・行動停止

- 特定の物や人（対象が明確でない場合も含む。）に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合。
- 生活場面において、目的や意味が理解できず、行動に支障をきたす場合。

Q&A

（問） 「多動・行動停止」には、例えば、突然の予定変更があると行動が停止したり、落ち着きがなくなるなど、「当初の計画以外の行動をとることができない場合も含まれる」という理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。
ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-20 不安定な行動

- 予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合。
- 不安、恐怖、焦燥等にかかられて衝動的な行動がある場合。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-21 自らを傷つける行為

- 自ら傷跡が残るほど自分の体を叩いたり傷つける、頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する等、自分の体を傷つける行為がある場合。
- 自分の体を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

Q&A

（問） 「自らの体を傷つける行為がある場合」とあるが、「習慣性のある自傷行為」に限らず、パニック等の不安定な行動時における「突発的な自傷行為」も含まれるのか。

（答） 習慣性のある自傷行為に限らず、突発的な自傷行為も含まれる。ただし、日常生活の状況や、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-21 自らを傷つける行為

Q&A

(問) 「自らの体を傷つける行為」とは、体の表面上に傷をつける行為に限定せず、例えば、農薬や他の家族の薬を飲んでしまうなど、「体の表面上に傷をつける行為ではないものも含まれる」という理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。
ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-21 自らを傷つける行為

Q&A

（問） 壁に頭を強く打ちつける行為があるため、何らかの支援が必要な状況にあるが、その行為自体について、壁を壊すことを目的とした行為であるのか、自らの体を傷つけることを目的とした行為であるのかが判断できない場合は、どう判断するのか。

（答） 本調査項目は、「自らを傷つける行為」への支援の必要性の有無と頻度を確認するものであり、自傷行為の目的は問わない。そのため、本事例においては、何らかの支援が必要とされる支援の内容やその頻度等を確認することで、「選択肢2～5」のいずれかを選択するとともに、日常生活の状況等の特記事項に記載する。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-22 他人を傷つける行為

- 他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。
- 壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける危険性がある場合。
- 他人を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

4-23 不適切な行為

- 興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合。
例：急に他人に抱きつく、断りもなく物を持ってきてしまう、他人をのぞき込む、急に他人に接近する
- 不適切な行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-24 突発的な行動

- 関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然そちらへ走って行ってしまいう等、突発的な行動がある場合。
- 突発的な行動を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4-25 過食・反すう等

- 過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-26 そう鬱状態

- 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。時に死にたいと言ったそぶりを示し、危険を防止するために誰かがそばにしているなどの配慮が必要とされる場合。
- 気分の高揚により、活動性が亢進し、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わることが多く、社会生活に影響を及ぼす場合。時に自尊心の肥大から、他者への攻撃性が高まり、暴力的になることもあるため、社会的な対応が必要とされる場合。
- 上記の状態が繰り返される場合。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-27 反復的行動

○ ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとらわれる等により、動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合。

例：必要以上に手を洗う、必要以上に施錠を確認する

Q&A

（問） 「反復的行動」には、例えば、「知的障害の特性（こだわり）を起因とした固執や反復、儀式的行為により、日常生活に支障が生じている場合も含まれる」という理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。
ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-28 対人面の不安緊張

- 人に会うと緊張状態になる、危害を加えられるのではないかという強い不安が生じる等のため、外出等ができない場合。
- 長期にわたって引きこもり状態である場合は、「5. ほぼ毎日（週5日以上）ある」を選択。

Q&A

（問） 「長期にわたって引きこもり状態である場合」とあるが、「長期」とは、どの程度の期間を想定しているのか。

（答） 1か月程度を想定している。

ただし、1か月程度に満たない引きこもり状態であっても、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-29 意欲が乏しい

- 行動を計画したり実行したりする意欲が乏しいため、周りから言われないと何もしないでいる場合。
例：一日中横になっている、自室に閉じこもって何もしないでいる
- 行動を促す他者からの働きかけがあっても動かない場合。

Q&A

（問） 「周りから言われないと何もしないでいる場合」とあるが、「周りから行動を促す働きかけがあっても何もしない（動かない）場合も含まれる」という理解でよいか。

（答） お見込みのとおり。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-30 話がまとまらない

- 話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く意図しない反応が返ってくる等、会話が成立しない場合。
- 自分のしたい話を一方的に相手にかまわずにする場合。

Q&A

(問) 「会話が成立しない場合」とは、音声言語による会話に限らず、「手話や筆談等のコミュニケーション手段を用いた場合も含まれる」という理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。
ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-31 集中力が続かない

- 集中力が続かないため、家庭内やその他の生活の場での役割や課題を最後までやり遂げられない場合。

4-32 自己の過大評価

- 現実にはそぐわない特別な地位や能力等が自分にあると信じて、それを主張する場合。

Q&A

（問） 「現実にはそぐわない特別な地位や能力等」とは、具体的にどのようなものか。

（答） 現実にはそぐわない特別な評価を信じ込んでいる場合等の「誇大妄想」を想定している。

単に「仕事ができる」や「調理ができる」といった本人の意思表示のみをもって評価するものではない。

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-33 集団への不適応

- 家族や家族以外の社会参加の機会を拒否したり、その場においても一緒に行動できない場合。

4-34 多飲水・過飲水

- 水中毒になる危険が生じるほど、水を大量に飲む又は飲もうとする場合。

Q&A

（問） 「水中毒になる危険が生じるほど、水を大量に飲む又は飲もうとする場合」とあるが、その飲水量は、どの程度を想定しているのか。

（答） 「水中毒」とは、過剰な水分摂取によって生じる中毒症状であるが、水中毒に至る飲水量には個人差がある。
そのため、飲水量ではなく、水中毒の症状である「頭痛や嘔吐、けいれんや昏睡等の症状が生じるほど、水を大量に飲む又は飲もうとする場合」として判断されたい。



5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

共通事項

1. ない
2. ある

調査目的

過去 14 日間に実施された特別な医療行為の有無を確認する。

留意点

- 医師または医師の指示に基づき看護師等によって実施されている医療行為について確認する。
 - ※ 医師の指示の下、介護職員等が行う医療行為（喀痰吸引、経管栄養）を含む。
- 医療行為を提供する機関の種類、場所は問わない。また、医師の指示が過去 14 日以内に行われているかどうかは問わない。
- **継続して実施されている医療行為のみを対象**とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まれない。



5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

共通事項

留意点（続き）

- 14 日以前に受けた医療行為や選択肢以外の医療行為等であっても、**現在の支援に影響を及ぼすと考えられる行為については、「特記事項」に記載する。**
- 医療との連携の下で、本人や家族、支援者が行う類似の行為についても評価対象とする。
 - ※実質的違法性阻却の考えにより、一定の要件により行われている行為。
 - ※「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(通知)」
(平成 17 年 7 月 26 日付け医政発第 0726005 号厚生労働省医政局長通知)において、医療行為ではないと考えられている行為。



5. 特別な医療に関連する項目(12項目)

認定調査員
マニュアル
p.84

5. 特別な医療に関連する項目(12項目)

共通事項

判断基準

[1. ない]

○ 過去 14 日間に実施されていない場合。

[2. ある]

○ 過去 14 日間に実施されている場合。



5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

5-1 点滴の管理

- 点滴が**継続して行われている場合**。（外来受診時の一時的な点滴は含まれない。）
- 点滴は行われていないが、**点滴の針が留置され状況の変化等に対応できる体制にある場合**。

5-2 中心静脈栄養

- **中心静脈栄養が行われている場合**。
- 栄養分が供給されていないが、**状況の変化等に対応できる体制にある場合**。
- 経口摂取が一部可能である者であっても、中心静脈栄養が行われている場合。



5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

5-3 透析

○人工透析が行われている場合。（透析の方法、種類は問わない。）

5-4 ストーマの処置（人工肛門の処置）

○人工肛門が造設されている者に対して、消毒やバッグの取り替え等の処置が行われている場合。

5-5 酸素療法

○呼吸器、循環器疾患等のため、酸素療法が行われている場合。



5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

5-6 レスピレーター（人工呼吸器）

- 人工呼吸器が使用されている場合。（経口、経鼻、気管切開の有無や機種は問わない。）

5-7 気管切開の処置

- 気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換や開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引等の処置が行われている場合。

5-8 疼痛の看護

- 疼痛（がん末期のペインコントロールに相当する程度の痛み）に対する看護が行われている場合。

※看護の種類：湿布（温・冷を問わない）、外用薬の塗布、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付方経皮吸収剤、注射。
（さする、マッサージ、声かけ等の行為は含まない）

5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

5-9 経管栄養

- 栄養の摂取方法として、経管栄養が行われている場合。（経管栄養の方法、種類、経口摂取の状況は問わない。）

5-10 モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）

- 血圧、心拍、心電図、呼吸数、酸素飽和度のいずれか1項目以上について、24時間以上にわたってモニターを体に付けた状態で継続的に測定されている場合。ただし、血圧測定の頻度は1時間に1回以上のものに限る。



5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

5-11 じょくそうの処置

- じょくそうの処置が行われている場合。
- 障害の状況により、特に説明が必要な場合は「特記事項」に記載する。
※記載例：脊髄損傷による四肢麻痺の寝たきりで、じょくそうになりやすく、防止するため寝返りや足肢位置交換の頻度が1時間置きに必要。

5-12 カテーテル

- コンドームカテーテル、留置カテーテルの使用、もしくは間歇導尿等、尿の排泄のためのカテーテルが使用されている場合。



○認定調査の選択肢の選択に迷った場合には…

- ・ 選択肢をいずれにするか微妙な場合でも、特記事項に具体的な状況が記載されていれば、審査会にて一次判定の修正が可能。
- ・ 何も書いていないと審査会において再調査を命じられたり、審査会委員が誤解したまま審査を進めてしまう場合もある。
- ・ 判断に迷う場合には、**特記事項に詳細と判断に迷った旨**を記載し、審査会にかけて判断をあおぐこと。

一次判定（どの条件式に該当するか）含めて
判断・決定をするのは審査会の役目。
審査会委員に伝えるものということを忘れずに。



認定調査及び医師意見書において類似している項目

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 2-1 食事	食事に関連する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(認定調査) 2-6 健康・栄養管理	体調を良好な状態に保つために必要な健康面や栄養面の管理について支援が必要かどうか ・適切な食事量・運動量に基づいた対応 ・体調不良時の医療機関受診・服薬 等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(医師意見書) 生活障害評価-食事	<u>適当量の食事を適時にと</u> ることができるかどうか	<ol style="list-style-type: none"> 1. できる 2. 時に支援が必要だがだいたい自主的にできる 3. 支援がなければ過食・偏食や不規則になる 4. いつも過食・偏食等になり、常時支援が必要 5. 不食や問題の食行動があり、健康を害す

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 4-4 昼夜逆転	昼夜の生活が逆転することで、 <u>日中生活に支障が出て支援が必要となる頻度</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要 4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日支援が必要
(医師意見書) 生活障害評価-生活リズム	一定の時刻に自分で起きて、自分で時間の過ごし方を考えて行動できるか	<ol style="list-style-type: none"> 1. できる 2. だいたい自分の生活リズムが確立している 3. 時に助言が必要だが、リズムを乱しても元に戻る 4. リズムが不規則になりがちですぐには戻らず常時支援が必要 5. 臥床しがちで、昼夜が逆転したりする

認定調査及び医師意見書において類似している項目

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 2-2 口腔清潔	口腔清潔に関連する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(認定調査) 2-3 入浴	入浴に関連する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(認定調査) 2-13 掃除	掃除に関する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(医師意見書) 生活障害評価-保清	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を <u>自主的に問題なく行っているか、自主的に掃除や片付けができるか、TPOに応じた服装ができるか</u>	1. できる 2. 洗面等は自主的にでき、回数は少ないが掃除等も行える 3. 個人衛生の維持のためには週1回程度の支援が必要 4. 個人衛生の維持のためには常時支援が必要 5. 常時支援をしても個人衛生を保てず、掃除等もできない

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 2-8 金銭の管理	金銭の管理に関する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(医師意見書) 生活障害評価-金銭管理	1ヶ月程度のやりくりが自分でできるか、大切な物を管理できるか	1. できる。 2. 時に月の収入を超える出費をしてしまい、必要な出費（食事等）を控えたりする。時折大切な物を失くしてしまう。 3. 1週間程度のやりくりはだいたいできるが、時に助言を必要とする。 4. 3～4日に一度手渡して相談する必要がある、大切な物の管理に常時支援を必要とする。 5. 持っているお金をすぐに使ってしまい、大切な物の管理も出来ない。

認定調査及び医師意見書において類似している項目

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 4-1 被害的・拒否的	○実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な思い込みがある場合。 ○他者を信用しない、相手に善意を疑う、話し合いや本人のためになされた提案を受け入れない等、他者に対して疑い深く拒否的な場合。	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要 4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
(認定調査) 4-8 支援の拒否	○支援者による支援や介助等を受け入れず、支援や介助等に支障がある場合。 ○支援や介助等の内容を理解できないため、支援を拒否する場合。	

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 4-5 暴言・暴行	○言葉による暴力（暴言）と相手を傷つける暴力（暴行）のいずれか、あるいは両方が現れる場合。	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要 4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
(認定調査) 4-7 大声・奇声を出す	○周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。 ○物などを使って周囲に不快な音を立てる場合を含む。	
(認定調査) 4-22 他人を傷つける行為	○他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。 ○壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける危険性がある場合。 ○他人を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷つけていない場合。	



I 認定調査の概要

II 認定調査項目の判断基準

III 特記事項記載のポイント

IV 障害支援区分の審査判定における認定調査の役割(厚生労働省作成映像)

V 【実習】模擬認定調査



○認定調査において、二次判定で区分変更の根拠とできるのは特記事項のみ。

→例え一次判定区分が明らかに実態に合わないと思われる場合でも、**特記事項がなければ審査会委員は判断の根拠をもてない。**

例えば・・・

- 認定調査と医師意見書で齟齬があるが、特記事項に記載がないため、詳細が分からない・・・
- 前回申請時と状態が大きく違うが、特記事項に記載がないため、詳細が分からない・・・
- 実際は一次判定結果よりも多くの支援が必要に見えるが、特記事項に記載がないため、区分変更できない・・・

支援の量を左右しそうな情報はできるだけ拾って特記事項に記載する。

○審査会委員は特記事項を見て対象者の状態をイメージする。

→選択肢で拾いきれない支援の内容や、選択の根拠、実際に行われている支援の頻度等を詳細に記載する必要がある。

例えば・・・

- 同じ「見守り」でも、ただ見守っているだけなのか、いつでも手を出せるよう用意しながら見守っているのかでは、必要な支援の度合が異なる。
- 同じ「部分支援」でも、支援の頻度はどの程度なのかによって必要な支援の度合が異なる。

第三者が見てわかりやすい内容、記載になっているかを意識する。



○行動障害の記載は調査員の障害への理解が重要。

- ・ 支援がされている場合は、どのような支援の種類があるのか理解していないとわからない（気づけない）。
→ 相談支援や環境調整といった障害者支援独自の概念。
支援が必要ない場合でも、本当に症状がないのか、環境調整の結果によりないのか。
- ・ 行動障害の項目を区別せずに、表れている行動障害について、端的な状態だけをとらえて記載すると、同じ状態だけをとらえて「4-〇〇~4-〇〇〇も同様」という記載になりかねない。
- ・ 生じている行動障害の内容だけでなく、行われている支援の内容や具体的な頻度も記載する。同じ「週に1回以上の支援が必要」であっても、週に1回なのか4回なのか、こういった支援が行われているのかによって必要な支援の度合が異なる。

特記事項の記載例①

1-7 片足での立位保持			特記事項	
			良い事例	悪い事例
●	1	支援が不要	ぐらつくが、数秒程度であれば支え無しでできる。	(記載なし)
	2	見守り等の支援が必要		
	3	部分的な支援が必要		
	4	全面的な支援が必要		

<記載のポイント>

- 「支援が不要」の場合であっても、特記事項において具体的な状況や支援の内容等を必要に応じて記載することで、市町村審査会や事務局において一次判定結果の修正や区分変更、再調査を行うことが必要かどうか、判断することができる。

特記事項の記載例②

1-10 衣服の着脱			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要	<p>季節に合った衣服の準備ができなため、着用する衣服は母親が用意している。ボタン掛けの間違いや下着の裾のはみ出しが多く、声かけだけでは直せないため、ほぼ毎日母親が手直ししていることから、部分的な支援が必要と判断した。</p>	<p>季節に合った服を選ぶことはできない。</p>
	2	見守り等の支援が必要		
●	3	部分的な支援が必要		
	4	全面的な支援が必要		

<記載のポイント>

○「見守り等」と「部分的な支援」の違いは「身体に触れる支援が必要かどうか」である。良い事例では**具体的な支援の内容が詳細に記載されている**一方で、悪い事例では、**具体的な記載がないため、「部分的な支援」の選択が適切かどうか、審査会委員が判断することができない。**

特記事項の記載例③

2-2 口腔清潔			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要	自ら歯磨きをすることはなく、歯ブラシを手渡しても口に含むのみである。介助者が一連の全ての行為を行っていることから、全面的な支援が必要と判断した。	(記載なし)
	2	見守り等の支援が必要		
	3	部分的な支援が必要		
●	4	全面的な支援が必要		

<記載のポイント>

- 「全面的な支援が必要」であっても必要に応じて特記事項を記載し、具体的な状況や支援の内容を詳述することで、市町村審査会や事務局において一次判定結果の修正や区分変更、再調査を行うことが必要かどうか、判断することができる。

特記事項の記載例④

2-6 健康・栄養管理			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要	健康・栄養管理の必要性を理解し、飲酒を制限する等自身で管理しているが、週に1回は過剰に飲酒してしまう。必ずしも適切に管理できているとは言えず、声かけやアドバイスが必要と考えられたため、部分的な支援が必要と判断した。	過剰に飲酒してしまうことがある。
●	2	部分的な支援が必要		
	3	全面的な支援が必要		

<記載のポイント>

○良い事例では、「～と考えられた」「～と判断した」というフレーズを用いて、**選択の根拠を明確に記載している**。一方、悪い事例では栄養状況や購入頻度等の記載を追記することで、より**選択の根拠を明確に**することが必要である。

特記事項の記載例⑤

2-7 薬の管理			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要	自身で管理・服薬をしているが、飲み忘れがある。 週1回支援者が服薬状況を確認していることに着目し、部分的な支援が必要と判断した。	飲み忘れがある。
●	2	部分的な支援が必要		
	3	全面的な支援が必要		

<記載のポイント>

○良い事例では、行われている支援の内容と支援の頻度が記載されているほか、「～に着目し」「～と判断した」というフレーズを用いて、選択の根拠を明確に記載している。



特記事項の記載例⑥

2-10 日常の意思決定			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要	日常生活上のことは自己にて意思決定可能だが、初めてのことや慣れない内容については一人で決定することが不安なため、支援者による声かけや助言等の支援が必要であることを勘案して、部分的な支援が必要と判断した。	支援者による促しが必要である。
●	2	部分的な支援が必要		
	3	全面的な支援が必要		

<記載のポイント>

- 初めてのことや慣れていない状況を含めて、申請者ができること、できないこと的事实を明確にした上で、「～を勘案し」「～と判断した」というフレーズを用いて、**選択の根拠を明確に記載している。**

特記事項の記載例⑦

2-14 洗濯			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要	<p>現在入院中のため、一切自身でやっていない。グループホームで生活している時は、洗濯物を洗濯機に入れ、洗濯機を操作するまでは自身で行うが、洗濯物を干す、取り込むことはできないとのことから、自宅・単身を想定した上で、「部分的な支援が必要」と判断した。</p>	<p>グループホームで生活しているときは、洗濯は世話人が行っており、本人はスイッチを入れることだけ行っている。</p>
●	2	部分的な支援が必要		
	3	全面的な支援が必要		

<記載のポイント>

○日常生活関係の調査項目で、現在の状況と、「自宅・単身」での想定が異なる場合は、「**自宅・単身を想定した上で**」等のフレーズを用いて**特記事項に明記**することで、より審査会委員に状況が伝わりやすい。

特記事項の記載例⑧

3-3 コミュニケーション			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	日常生活に支障がない	自分の気持ちを相手に伝えることが困難。家族は繰り返し問いかけることでどうにか判断しているが、正しくコミュニケーションできているかは分からないとのこと。判断に迷ったが、家族以外の支援者とはほとんどコミュニケーションできないことから、「特定の者であればできる」と判断した。	慣れた者であれば可。
●	2	特定の者であればコミュニケーションできる		
	3	会話以外の方法でコミュニケーションできる		
	4	独自の方法でコミュニケーションできる		
	5	コミュニケーションできない		

<記載のポイント>

○良い事例では、慣れている者であっても、コミュニケーションが容易ではない状況の記載がある。さらに、「**判断に迷ったが**」というフレーズを用いて、**選択の判断について審査会に委ねている。**

特記事項の記載例⑨

4-3 感情が不安定			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要	<p>前回は普通に話していて突然泣き出したりすることが週に2～3回程度あったが、継続して治療を受けたことから、今は月に1～2回程度に減った。突然泣き出したりした場合は寄り添って声かけを行っているとのこと。上記の状況を踏まえ、月に1回以上の支援が必要と判断した。</p>	<p>以前はあったが、今はめったにない。</p>
	2	希に支援が必要		
●	3	月に1回以上の支援が必要		
	4	週に1回以上の支援が必要		
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要		

<記載のポイント>

- 前回はあったが今はない場合等、過去と状況が変わった場合は、その変化の理由・状況についても記載することで、審査会委員が状況を把握しやすくなる。

特記事項の記載例⑩

4-5 暴言暴行			特記事項	
			良い事例	悪い事例
1	支援が不要	思い通りにならないときに、他の施設利用者に対し大きな声で暴言(「うるせー!」「ばかやろー」等)を吐くことが週に3~4回程度ある。職員が本人を別の場所に移動させ、落ち着くまで声かけや見守りを行っているとのこと。	支援者に対し、「うるせー!」「ばかやろー」といった暴言を吐くことがある。	
2	希に支援が必要			
3	月に1回以上の支援が必要			
● 4	週に1回以上の支援が必要			
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要			

<記載のポイント>

○生じている行動障害の内容だけでなく、**実際にどのような支援がどの程度の頻度で行われているか**を記載することが重要。

特記事項の記載例⑪

4-21 自らを傷つける行為			特記事項	
			良い事例	悪い事例
	1	支援が不要	<p>本人が混乱したとき等、自分の手を噛むことがある。支援者の注意深い見守りと配慮により調査日前1ヶ月間は現れていないが、支援がなければ毎日起きる可能性があるとのことを踏まえ、ほぼ毎日支援が必要と判断した。</p>	<p>自分の手を噛む等の自傷が見られる。</p>
	2	希に支援が必要		
	3	月に1回以上の支援が必要		
	4	週に1回以上の支援が必要		
●	5	ほぼ毎日(週に5日以上)支援が必要		

<記載のポイント>

○症状が生じていない場合であっても、支援や環境調整等を行っている結果生じていないのかも考慮した上で特記事項を記載する。

- これまでに示した特記事項の記載例は、あくまでも書き方の一例にすぎない。全ての申請者について、画一的に同じような記載内容となるのは不適切。
- 記載のポイントを押さえつつ、個別の申請者の状況に応じて、分かりやすく詳細に記載することが重要。
- 特記事項に記載がなければ、審査会委員は一次判定の修正や区分変更を行うことができない。審査会において適切な審査判定が行えるよう、**審査会委員に「伝える(=リアルにイメージできる)」**ことを意識して記載する。



障害支援区分の審査判定における認定調査の役割（映像資料）

障害支援区分に係る研修資料として、新たに映像資料が追加されました。
資料名：**事例で確認！障害支援区分審査判定の基本**（令和4年3月）

○作成目的

障害支援区分認定業務における、市町村審査会の適切な運営や、審査会委員・審査会事務局等の役割について、理解を深めて頂くことを目的としています。

○概要

市町村審査会の審査判定プロセスについて、模擬事例を用いた審査会の様子をご確認頂くとともに、審査判定における認定調査の役割等を解説しています。

○活用方法

特記事項の重要性や記載ポイント、審査会委員の着眼点をご理解頂くためにも、認定調査員研修でご活用頂くほか、認定調査員へ動画の視聴をご案内ください。



53

視聴URL：https://www.youtube.com/watch?v=OQtZQs3vq_s

出典：厚生労働省「障害支援区分研修担当者全国会議資料」



(新規作成)事例で確認！

障害支援区分 認定調査のポイント

(概要) 認定調査について、模擬事例のドラマをご覧いただきながら、特に初任者の認定調査員の方に押さえていただきたい重要なポイントについて解説しています。

視聴URL: <https://www.youtube.com/watch?v=ap88cCPI9cw>

